

一徳 いっとく 通信

井上一徳舞鶴事務所 FAX 0773-62-1015

リーマン・ショックを超える対策を！

●4月2日の総務委員会で、経済対策と生活支援の議論をしました。

・新型コロナウイルス感染の拡大は日本経済・世界経済に衝撃的な影響を与え、リーマン・ショックをはるかに凌駕する大きさになっています。

・江戸時代の歴史的な大凶作に例えれば、人々は年貢を払うどころか生活もできないような状況です。こういう危機的な状況下では、税金等の免除・支払猶予と生活給付金の支給が必要です。

・私自身は、新型コロナウイルス感染が終息し経済が回復するまでは、消費税率をゼロにするとともに特に生活に困っている方々を対象に毎月10万円程度を支給すべきと考えています。

・疲弊する地方経済に対する配慮も極めて重要です。リーマン・ショックの際には特別な地方財政措置（交付金合計3兆円、地方交付税増額1兆円）がとられましたが、今回はそれを上回る規模の対策が求められます。



No57



現金給付は「スピード」と「わかりやすさ」をもって

●4月7日の総務委員会で質疑に立ちました。

・緊急経済対策の目玉として打ち出される「現金給付」。収入が急減した世帯(約1300万世帯、日本の全世帯数の約4分の1を想定)を対象に30万円を現金支給するというのが政府案です。

・自己申告制で市町村が窓口になるようですが、収入急減の証明など自治体の窓口が混乱するだけでなく、支給されるか否かで国民の間に不公平感が高まるのは目に見えています。撤回して新たな政府案を出し直すべきです。

・私は、まずは日本の全住民を対象に10万円を速やかに給付(1000万円程度以上の十分な所得がある方に対しては所得額が確定した段階で返還請求)した上で、それに加えて、特に生活に困っている方には自己申告制で毎月10万円を支給する制度にした方がよいと考えています。

・危機にあってはスピードとわかりやすさが何よりも大切です。中小企業・個人事業主に対する給付などについても同様のことが言えます。

新型コロナで帰国困難者約50ヶ国に約4000人 政府として在外邦人の保護対策を



●4月3日の外務委員会では帰国困難者の問題について議論しました。

・新型コロナウイルス感染が世界中に蔓延し、国境封鎖等を行う国が増え、現在約50か国の国・地域で日本人約4千人の出国が困難な状況になっています。

・イギリス政府は約100億円を拠出してチャーター機を手配し、出国困難者の支援を行います。日本政府もチャーター機や政府専用機を派遣し、出国困難者の支援を行うべきです。在外邦人の保護は日本政府の最も重要な責務の一つです。

◇この議論の様子は、当日のyahoo!ニュースでも報じられました。